

県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第18項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月22日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営今泉地区土地改良事業計画書（変更）の写し
- 2 縦覧期間
令和6年3月26日（火）から同年4月23日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所
北秋田市花園町15番1号 北秋田市産業部農林課

県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第18項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月22日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営浦山地区土地改良事業計画書（変更）の写し
- 2 縦覧期間
令和6年3月26日（火）から同年4月23日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所
大館市字中城20番地 大館市産業部農政課